

# 国際教養大学教員採用及び昇任規程

平成 16 年 4 月 1 日  
大学経営会議決定  
規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学における専任教員（以下「教員」という。）の採用および昇任基準・審査、その他、本学の教員の人事について必要な事項を定めるものである。

(教員採用選考委員会の設置)

第 2 条 教員の採用にかかる事由が生じた場合には、学長はその選考および採用にあたって教員採用選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、以下に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 採用される教員が担当する領域と科目
- (2) 採用される教員の職階
- (3) 採用候補者に求められる条件
- (4) 採用候補者募集方法と選考の基準
- (5) その他、教員の採用にあたって必要な事項

2 選考委員会は、以下の各号に掲げる者により構成される。委員長は学長が務める。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 採用教員が所属する領域、課程又はプログラムの長
- (4) 当該領域、課程又はプログラムの教員 1 名
- (5) その他学長が指名する者

(募集方法)

第 3 条 教員の募集は公募によることを原則とする。ただし、緊急を要する場合あるいは特殊分野など公募によることが適当でない場合には、選考委員会で協議の上、他の方法により募集することができる。

(選考方法及び採用)

第 4 条 教員の選考に当たり、選考委員会は原則として書類審査、模擬授業・面接等により十分な調査を行ったうえ採用候補者を決定する。

2 前項により選出された候補者の採用については、理事長は大学経営会議の審議に付し、最終的に採用を決定する。

3 文部科学省による当該教員の資格審査が、前号による採用決定の後に行われる場合には、その結果に応じて雇用契約における内容が変更される場合がある

ことを条件として附すものとする。

(教員昇任審査委員会の設置)

第5条 教員の昇任にかかる事由が生じた場合には、学長は教員昇任審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、以下に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 昇任理由
- (2) 昇任後の職階
- (3) その他、教員の昇任にあたって必要な事項

2 審査委員会は、以下の各号に掲げる者により構成される。委員長は学長が務める。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 昇任教員が所属する領域、課程又はプログラムの長
- (4) その他学長が指名する者

(審査方法及び基準)

第6条 昇任審査については、教員業績評価の結果及び別表1に定める教員の資格並びに別表2に定める昇任基準に基づき、審査委員会において協議する。理事長はその結果を大学経営会議の審議に付し、最終的に昇任を決定する。

2 前号による昇任の正式な発令は、文部科学省による教員資格審査がある場合は結果が通知される日以降の適当な時期に設定されなければならない。

(昇任時の年俸)

第7条 昇任時のベース年俸額は、国際教養大学教職員給与規程第7条第2項に規定される当該職階の最低位のベース年俸額を満たすことを原則とし、これを残余契約期間の年俸とする。

(庶務)

第8条 選考委員会および審査委員会の庶務は、事務局教職員支援室において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教員の採用・昇任に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係) 教員の資格

<p>1. 教授となることができる者</p>	<p>以下の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 博士 (Ph. D.) の学位、もしくは博士 (Ph. D.) 論文に相当する著作を有し、教育研究上の卓越した業績を有する者</p> <p>(2) 専門分野に関する 15 年以上の社会経験を有し、教育研究の向上に資すべき優れた能力を有する者</p> <p>(3) 准教授として 5 年以上 (平成 19 年 3 月以前に助教授であった場合はその期間を含む) の教育研究の実績と、厳格な論文発表を含む重要な学術業績を有する者</p>
<p>2. 准教授となることができる者</p>	<p>以下の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 博士 (Ph. D.)、修士 (MA) もしくはそれ同等の学位を有し、教育研究の優れた業績を有する者</p> <p>(2) 専門分野に関する 10 年以上の社会経験を有し、教育研究の向上に資すべき優れた能力を有する者</p> <p>(3) 助教として 5 年以上 (平成 19 年 3 月以前に講師であった場合はその期間を含む) もしくは 5 セメスター以上の教育研究の実績と、真正な論文発表を含む優れた学術業績を有する者</p>
<p>3. 助教となることができる者</p>	<p>以下の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 博士 (Ph. D.)、修士 (MA) もしくはそれ同等の学位を有し、教育研究の業績を有する者</p> <p>(2) 専門分野に関する 5 年以上の社会経験を有し、教育研究の向上に資すべき優れた能力を有する者</p>
<p>4. 講師となることができる者</p>	<p>修士もしくはそれと同等の学位を有し、十分な教育研究の業績を有する者</p>
<p>5. 助手となることができる者</p>	<p>修士もしくはそれと同等の学位を有し、教育研究の業績を有する者</p>

別表 2（第 6 条関係）昇任基準

本学において格段優れた教育・研究業績をあげ、長年にわたり高い業務評価を得た者で、別表 1 の教員の資格に該当する者のうち、それぞれの職階への昇任対象となる場合の基準は、以下のとおり。但し、本規程施行前に文部科学省に届け出た教員については、この限りではない。

<p>1. 教授への昇任</p>	<p>以下の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 現在准教授であって、教授としての要件を満たし、当該分野で評価される論文等の発表を行った者であり、格段の業績をあげ、本学での勤務が極めて優秀であると認められる者</p> <p>(2) 准教授として 5 年以上の経験を有する者</p>
<p>2. 准教授への昇任</p>	<p>以下の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 現在助教であって、准教授としての要件を満たし、当該分野で評価される論文等の発表を行った者であり、格段の業績をあげ、本学での勤務が極めて優秀であると認められる者</p> <p>(2) 助教として 5 年以上の経験を有する者</p>
<p>3. 助教への昇任</p>	<p>現在講師であって、着任後、博士号を取得し、当該分野で評価される論文等の発表を行った者であり、本学での勤務が優秀であると認められる者</p>